⑷　手続における交渉の有無　有
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑻　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も5⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑼　詳細は「入札説明書」による。

7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Sugawara, President of Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Replacement Work of the Free Flow ETC facility for Metropolitan Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 19 October 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 16 December 2015 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 15 December 2015) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, East Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 43―5, Nihombashi-hakozakicho, Chuo-ku, Tokyo 103―0015, TEL 03―5640―4817

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年9月18日
契約担当役
国立大学法人山形大学施設部長　天野　　良

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山形大学（医病）基幹・環境整備（特別高圧受変電設備）その他工事
⑶　工事場所　山形市飯田西二丁目２番２号（山形大学飯田団地構内）
⑷　工事概要　山形大学飯田団地における既設特別高圧受変電設備（66kV、１回線受電、変圧器容量3,000kVA×２）を特別高圧受変電設備（66kV、２回線受電、変圧器容量5,000kVA×２、6,000kVA×２）に更新し、既設中央変電室内高圧配電盤の一部改修及び配電用高圧ケーブルの一部更新を行う。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年１月31日まで
⑹　使用する主な資機材　受変電設備　一式、鉄塔用鉄骨　一式、電力ケーブル　一式、電線管　一式、バスダクト　一式、光ケーブル　一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有する事。
・電圧22kV以上の特別高圧受変電設備の新営又は改修工事の施工実績を有すること。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。